

令和元年度 第3回 牛久市子ども・子育て会議 議事録

日時：令和元年10月31日（木）15:00～17:00

会場：牛久市役所本庁舎4階 第3会議室

出席：

守屋常雄（委員長）、松田哲（副委員長）、
小藺ますみ、宮本恭子、木田瑞紀、柴崎卓也、佐藤美代子、
馬場傑、蛭原のり子、庄司京子、犬童道治、大高恭子、
山口初枝、津志田太郎、勝山典明、諏訪浩子

（欠席4名）

事務局：

藤田保健福祉部長
こども家庭課 結束課長、植田補佐、川口主査
保育課 大野補佐
健康づくり推進課 野口主任
学校教育課 戸塚補佐
教育企画課 三島主事

コンサル：都市環境計画研究所 大竹、森

議題：

- （1）子ども・子育て支援事業計画 量の見込みと確保方策について
- （2）子ども・子育てのための施策の展開（次世代育成支援行動計画）について

1. 開会

川口主査： 皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。それでは、ただいまから令和元年度第3回牛久市子ども・子育て会議を開会いたします。
本日司会を務めます、こども家庭課川口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、守屋委員長からご挨拶をお願いいたします。

2. 委員長あいさつ

守屋委員長： 皆さんお忙しい中ありがとうございます。今日は内容の濃い話が多くなると思いますが、よろしくお願いいたします。

前回の会議で、私の方で意見を伺うことが出来ませんでしたので、本日はご指名し、皆さんが思っていることを発言していただきたいと思います。会議も、あと2回しかございませんので、是非、忌憚のないご意見をお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。パブリックコメントも、もうすぐ開始されるかと思っておりますので、非常に楽しみにしております。

川口主査： ありがとうございます。

それでは、議題に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。

《 配布資料確認 》

川口主査： 本日は委員 19 名中 16 名、過半数の出席をいただいております。「牛久市子ども・子育て会議条例」第 6 条第 3 項の規定によりまして、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。また、本日 1 名の傍聴者の方がいらしております。

後方には、業務の委託先であります、株式会社都市環境計画研究所のお二人がオブザーバーとして控えております。

それでは、以後の議事の進行につきましては、守屋委員長の方に務めていただきます。委員長、よろしく願いいたします。

3. 議題

守屋委員長： それでは、議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、「(1) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画素案について 全体構成」を事務局より説明をお願いします。

(1) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画について

○全体構成

こども家庭課植田： それでは、全体の構成をご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料の方は、A4 サイズの資料 1、「第 2 期牛久市子ども子育て支援事業計画(素案) ページ構成」こちらを主に使いながら説明させていただきます。

資料 2 の第 2 期牛久市子ども子育て支援事業計画(素案)を抜き出したものになります。

序章から第 3 章までは、すでに今までの会議にご提示しご検討いただいたところで、第 4 章については、第 2 回会議でご説明のみとなっておりますので、本日この後にご審議いただくことになります。

全体の構成ですので、おおまかにはなりますが、説明させていただきます。

P1 からの序章 『子ども・子育て支援事業計画策定方針』では、1 つ目に『計画策定の背景と目的』として、子ども・子育て支援新制度の概要や目的、牛久市における子ども・子育ての取組について載せております。

2 つ目の『計画期間』は、本計画が 5 年間ごとに策定になること

3 つ目の『計画の性格と位置づけ』は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」や延長された「次世代育成支援対策推進法に基づく計画指針」、そして「教育保育に係る国の計画や決定事項」、また「茨城県の上位計画や市の上位・関連計画」の性格や位置づけについて記しております。

4 つ目の『計画策定体制』では、牛久市子ども・子育て会議を設置し、計画策定等に関して意見聴取を行い、必要に応じて本市の子ども・子育て施策に関して調査審議を行う体制の構図を載せております。

5つ目の『計画策定にあたっての基本的な考え方』では、牛久市のすべての子どもと子育て家庭を対象とした計画であること、これまで培ってきた牛久市の教育・保育行政の連続性を踏まえた計画であること、上位関連計画との整合を図る計画であることを記しております。

次に P9 からの第1章 子ども・子育てを取りまく現状と課題の1つ目、『牛久市の現状』では、牛久市の人口や人口動態の推移、世帯の動向、出生の動向、そして女性の就業率の状況などを、グラフを用い掲載しております。

2つ目の、『子ども・子育て支援の現状』では、教育・保育施設の現状や実績を表にまとめて掲載しております。

3つ目の『「牛久市子ども子育て支援事業計画」の進捗・達成度状況』は、この計画について位置付けている6つの基本目標について、各事業の進捗状況とこれからの見込みの評価について、担当課に調査を実施した結果を掲載しております。

4つ目、『ニーズ調査の概要』では、昨年度、未就学児の保護者と小学生の保護者を対象に実施しましたニーズ調査の結果についてまとめたものを、グラフや表を用い載せております。

5つ目、『現状からの課題』では、牛久市の現状からの課題や、子ども・子育て支援の現状からの課題、また、計画の進捗・達成度状況からの課題、そしてニーズ調査からの課題をそれぞれ分析しております。

次に P53 第2章 計画の基本的な考え方の1つ目では、計画の基本理念を・・・

2つ目の『基本的な視点』では、児童福祉法や指針の中で児童福祉の理念や子ども・子育て支援の意義、次世代育成についての基本的な視点について示しております。

3つ目の『計画の基本目標』では、量の見込みと確保方策において2つの基本目標を、子ども・子育てのための施策展開においては6つの基本目標を定めております。

4つ目の『計画の体系』では、「量の見込みと確保方策」それと「子ども・子育てのための施策展開」の構成をまとめております。

次に P59 からの第3章第4章は、この計画の本体部分となります。

まず第3章子ども・子育て支援事業計画。1つ目、『教育保育の提供区域と将来児童数の推計について』では、子ども・子育て支援事業を、どのエリアで実施するかということを示したものです。

将来児童数の推計については、コーホート変化率法によって推計された牛久市全体の将来児童数を算出しております。

2つ目の『量の見込みと確保方策』では、ニーズ調査による利用希望等を勘案し、必要利用定員(量の見込み)を定めております。

P85 からの第4章では、本日この後、説明がございます、子ども・子育てのための施策の展開(次世代育成支援行動計画)について、6つの基本目標を定め、施策・事業の推進についてお示ししております。

次に P121 からの第5章計画の推進に向けてでは、本計画で定められた、地域ぐるみで子育てを支えるまちをめざし、家庭と地域と行政が連携を深め、計画に位置付けられた1つ1つの施策を進めていくため、行政の役割、地域の役割、家庭の役割について記しました。

全体構成についてのご説明は以上となります。

守屋委員長： ご説明をいただきましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、遠慮なく挙手の上
ご発言をお願いしたいと思います。

《意見なし》

守屋委員長： 特に無いようですので、「施策の展開」について事務局より説明をお願いします。

○施策の展開

こども家庭課川口： 資料2をご覧ください。前回までに皆様にご審議いただきました部分が、序章の「子
ども・子育て支援事業計画策定方針」第1章「子ども・子育てを取り巻く現状と課題」
第2章「計画の基本的な考え方」第3章「子ども・子育て支援事業計画」となります。
そして、「第4章 子ども・子育てのための施策展開」につきまして、本日、皆さま
にご審議いただきたい部分となります。

本日は、第3章までの部分の説明につきましては、省略させていただきます。

今回は、第4章 子ども・子育てのための施策展開について説明させていただきます。

まず、計画の体系を確認させていただきたいと思いますので、P58「計画の体系」を
ご覧ください。本計画は、大きく分けて、2本立ての体系となっており、量の見込と
確保方策を定める子ども・子育て支援事業計画と、子ども・子育てのための施策展開
を定める次世代育成支援行動計画となっております。前回の会議では、上半分の量の
見込みと確保方策の部分につきまして、ご審議いただきました。

今回は、下半分の部分、子ども・子育てのための施策展開を定める次世代育成支援行
動計画につきまして、主にご審議いただきたい部分となります。

この部分は、基本目標として大きく3つの柱があり、「子どもの育ちを支える」「親の
育ちを支える」「地域・社会の仕組みを整える」となっております。

基本目標としましては、6つとなっております。

「子どもの育ちを支える」には、1、子どもの教育環境の整備、2、親と子の健康づ
くり支援「親の育ちを支える」には、3、地域における子育て支援 4、子育てと仕
事の両立支援「地域・社会の仕組みを整える」には、5、子育てが安心なまちづくり
の推進 6、子どもの権利を尊重する支援の充実となっております。そして、それぞ
れの基本目標に、基本施策を定めております。

この基本施策に対しての取り組む事業とその目標についての記載が、第4章となりま
す。P86 をご覧ください。第4章 子ども・子育てのための施策展開につきまして、
説明させていただきます。

こちらの記載の仕方ですが、各基本施策に対しての説明文を載せておりますが、こち
らは、大枠は、国の指針に基づいているものですが、牛久市の取組みや、今までこの
子ども・子育て会議でいただいたご意見で反映できるものについては、盛り込んでお
ります。事業名の下にその説明文の下には、各基本施策に対しての、取り組むべき事
業を載せております。

その事業の概要と、平成 30 年度実績、第 2 期計画の最終年度の令和 6 年度の目標値を記載しております。そして、事業の左側に番号がありますが、黒い背景に白字の番号の事業は、第 1 期の計画からの継続事業となります。白い背景に黒字の番号の事業は、第 2 期計画で新規にあげる事業となります。例として、P92 をご覧ください。1、すこやか発行、2、妊婦一般健康診査は、黒い背景に白字の番号で表示しており、継続事業となります。3、産婦一般健康診査、4、産後ケア事業は第 2 期計画の新規事業となります。それでは、P86 に戻っていただきまして、基本目標 1 から順番に説明させていただきます。

まず、子どもの育ちを支える の基本目標 1 子どもの教育環境の整備 です。

① 次代の親の育成について

男女が協力して、家庭を築くことや子どもを生き育てることの意味について、各分野の連携により広報・啓発を図ります。また、家庭を築き、子どもを生き育てたいと思う男女が、その希望を実現できるような地域づくりを進めます。

子どもたちが、将来、地域の担い手となり親となっていくため、まちづくりへの参画意識を持ち、体験学習等により命を大切にする心や他者への思いやり、社会性を育成します。また、乳幼児とのふれあいや交流の機会を広げるため学習指導要領に基づき幼稚園や保育園で実習を行っています。

携帯電話やインターネットによるトラブルへの対応、いじめや非行・薬物乱用対策など、有害環境から子どもを守るため、地域と連携した取り組みを進めます。

5 事業あり、P.86～87 に記載しております。すべて第 1 期からの継続事業となります。

② 学校の教育環境の整備

子どもたち取り巻く社会や生活は、IoT や AI 等の技術革新やグローバル化の進展により常に変化を続けており、将来にわたり強く生き抜いていくために必要な資質や能力を身につけ、自ら未来を切り開くことが教育に求められています。

牛久市は、保幼小連携・小中一貫教育を推進し、幼児期からの連続的な育ちと学びの充実を図っています。

知性と心身ともに健康で、人間性豊かな児童生徒の育成を目指し、一人残らず質の高い学びを保障する学校づくりに取り組みます。主体的、協働的で深い学びのある授業を通して共に学び合い、互いを認め合い、支え合う、安心して居心地感のある教室づくりに努めます。

③ 9 事業あり、P. 87～89 に記載しております。すべて第 1 期からの継続事業となります。家庭や地域の教育力の向上

子どもが健やかに育つためには、子どもの成長の段階に合った家庭の教育力が大切です。地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、さまざまな家庭教育の機会を提供するとともに、地域による家庭教育支援の強化に努めます。

また、子どもたちの生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ、社会全体で育てていくため、地域の人材や資源を活かした活動を展開するなど、地域の教育力の向上に努めます。

12 事業あり、P.89～91 に記載しております。すべて第 1 期からの継続事業となります。

次に、P92 基本目標2 親と子の健康づくり支援です。

④ 親子の健康の確保

安心して出産や育児が行えるように、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて親子の健康を確保するため、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実に努め、子育て世代包括支援センター「すまいる」において情報提供や相談を行います。また、父親が子育てに関心を持てるよう、子育てに参加しやすい環境づくりを進めます。

さらに、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るとともに、食を通じた心身の健全な育成を目的とした「うしく食育推進計画」に基づき、食育を総合的に推進していきます。26事業あり、P.92～96に記載しております。こちらは、26事業のうち、新規事業が6事業となっております。新規事業につきまして説明させていただきます。

3、産婦一般健康診査

こちらは、産後2週間と1か月の産婦に対して、身体面及び心理面の健診を実施するものです。次に、4、産後ケア事業

産後4か月までの産婦に対して身体面やメンタル面の疲労回復のために、宿泊や通所により、施設利用ができる事業となっております。

次に、P94をご覧ください

16、不育症検査及び治療費助成事業

不育症で治療中の方を対象に保険外での検査や診療費を助成する事業です。

17、禁煙チャレンジ助成金

妊婦や18歳未満の子どもと同居する方を対象に禁煙治療費を助成する事業です。P96をご覧ください

25、子育て世代包括支援センター「すまいる」利用者支援

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師が専門的立場から妊婦全員に相談等を実施し、安心して出産し子育てが主体的にできるよう、社会資源を最大限利用しながら、切れ目ない支援を行う事業です。

26、2歳歯科相談

2歳になった翌月の親子に対して、歯科指導を実施する事業です。

親子の健康の確保についての説明は以上となります。

⑤ 子育てに係る医療・保健の充実

妊娠期から出産期、子育て期間を通して、安心して健やかに産み、育てることができるよう、小児医療、不妊に悩む方に対する支援の充実・確保に努めます。また、救急・夜間の小児医療を進めていきます。本市の健康づくりの方針や疾病予防の取組をわかりやすく周知します。

学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実に努め、子どもたちの心身の健康を確保するため、学童期・思春期、それぞれのライフステージに対応した保健対策の充実に努めます。思春期のこころと体の課題の重要性を認識した保健対策の充実に努めます。

11事業あり、P.96～98に記載しております。新規事業2つあります。

P97をご覧ください。

5、おたふく予防接種助成

1歳～2歳未満じと年長児を対象に、任意予防接種であるおたふく予防接種費用を全額助成する事業です。

6、免疫喪失者への再接種助成

骨髄移植などで免疫を喪失した方を対象に再接種費用を助成する事業です。次に、P99をご覧ください。

大きな柱は「親の育ちを支える」となります。

基本目標3 地域における子育て支援です。

⑥ 教育・保育施設の充実

すべての親子が、それぞれ望んでいる教育・保育を受けることができるよう、市民ニーズを的確にとらえた教育・保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園等）の整備を促進し、待機児童の解消を図っていきます。また、常に子どもの最善の利益を優先したうえで、仕事と子育ての両立を実現させるため、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）等多様なニーズに応じた、保育サービスの整備を進めます。

7事業あり、P.99～100に記載しております。こちらはすべて継続事業となります。

⑦ 地域における子ども・子育て支援

すべての親子が、地域の中で安心して子育てができるよう、子育てに関する様々な情報を的確に提供する利用者支援のシステムを構築するとともに、各種相談機能の充実を図ります。

また、身近な地域で子どもや保護者がつどい、交流する拠点の充実や緊急に子どもを預かる施設の充実など、それぞれの家庭の状況に合わせて、通常の教育・保育事業を超えた様々なニーズに対応した支援を展開し、「子育ては楽しい」と実感できるような子育て環境を整備していきます。

さらに、新しく転入してきた親子や子育てに関わる祖父母も気軽に参加しやすい交流の場となるようきめ細かな支援に努めます。

16事業あり、P.100～103に記載しております。こちらはすべて継続事業となります。

⑧ 子育て支援のネットワークづくり

子育てにかかわるすべての人と人がつながり、地域ぐるみの子育て支援が実現するよう、子育て支援のネットワークづくりを進めるとともに、子育てサークル等の活動の支援や場の提供、周知に努めます。

また、地域における子育てネットワークの充実を図るために、ファミリー・サポートセンターや、地域型保育事業、放課後児童クラブなどでの支援の担い手となる子育て支援員、市民ボランティアの育成に努めます。

さらに、地域住民に向けて、地域ぐるみの子育てに関する意識啓発等を進めます。

各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行います。

10事業あり、P. 103～104に記載しております。こちらは1事業新規事業があります。P103をご覧ください。

2、にじいろの会 未熟児や双胎で出産された保護者の交流会を開催する事業です。

⑨ 子どもの健全育成

小学生の豊かな創造力を養う機会の提供や自立性、協調性を身につけ心と体の育成を図るスポーツ活動を支援します。

また、家族にもっとも身近な地域において、その地域の特性を活かしていきいきと交流する居場所、「たまり場づくり」を進めます。

7事業あり、P. 105～106に記載しております。こちらはすべて継続事業となります。

⑩ 新・放課後子ども総合プラン

「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室（うしく放課後カッパ塾）の一体的な運営により、すべての小学生の安全・安心な遊び場や生活の場を確保するとともに、子どもたちの学力の向上を図り地域とのつながりを深める学習や体験活動の機会を提供します。

2事業あり、すべて継続事業となります。

P107をご覧ください

基本目標4 子育てと仕事の両立支援です

⑪ 仕事と生活の調和の実現

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、将来の夢を持てるようなまちづくりを推進します。

また、結婚・妊娠・出産に関する希望の実現のため、それらの切れ目のない推進が必要であり、地域の実情に応じたニーズに対応した支援を推進します。

2事業あり、すべて継続事業となります。

⑫ 雇用環境の改善と両立支援

多様な保育サービスを充実させると同時に、社会全体で、仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進していきます。

仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発に努めるとともに、民間企業に対し多様な働き方が可能な雇用環境の見直し、男女ともに育児休業がとりやすい環境づくりや女性の職場復帰などについて啓発を図ります。

2事業あり、すべて継続事業となります

P108をご覧ください

大きな柱「地域・社会のしくみを整える」

基本目標5 子育てが安心なまちづくりの推進

⑬ 安心して外出できる環境の整備

子育て家庭を含むすべての人が快適に過ごせるようなまちづくりを目指すとともに、通学路等の安全を確保するため、歩道の整備や交通安全施設の設置を進めます。地域の人が利用しやすく、子どもたちも元気に遊べるように、公園などの施設の整備を進めます。また、公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化、子育て世帯に対する配慮など心のバリアフリー化を進めます。

4事業あり、すべて継続事業となります。

P109 をご覧ください。

⑭ 防犯・防災・交通安全対策

子どもを犯罪の被害から守るため、地域や関係機関と連携し、通学路の安全点検により危険箇所を把握し、防犯カメラを設置するなど積極的に防犯活動を進めるとともに犯罪等に関する情報の共有を図ります。

子どもの交通事故防止のため、関係機関と団体が地域と連携をとりながら、交通安全教育による積極的な啓発活動を強化するとともに、チャイルドシートの正しい使用の徹底、自転車の安全利用の推進などに努めます。また、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全点検と安全な通行を確保するための道路環境の整備を進めます。

子どもを地震や風水害などの災害から守るため、幼稚園・保育園・学校など子どもが通う施設における防災対策を強化するとともに、地域防災活動の強化を図ります。

1 6 事業あり、P109 ～111 に記載しております。2 事業が新規事業となっております。

P109 小学生通学用ヘルメット配布

牛久市立小学校の在籍児童及び牛久市に住民票のある児童への通学用ヘルメットの無償配布を行います。目的としては、1 通学途中での地震発生時の危険を少しでも減らすため 2 小学生徒歩通学時の交通事故発生への対策 3 在校時、地震が発生し非難する際の安全対策 4 帰宅後自転車を乗る際の着用 P11 5、通学路危険箇所調査の実施

例年学校周辺の道路状況の変更等を考慮の上、各小中学校より通学路の危険箇所の提出を依頼します。報告を受けた結果を踏まえ関係各所（学校教育課、交通防災課、道路整備課、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所）と合同の現地調査を実施します。現地調査を実施後、対策を検討し所管部署にて改善を行っていくという事業です。

P112 をご覧ください

基本目標 6 子どもの権利を尊重する支援の充実

⑮ ひとり親家庭への支援充実

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、保育施設や放課後児童健全育成事業、その他の保育サービスの利用に際して優先的に利用できるよう取り組みます。また、国・茨城県と連携しながら、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

1 4 事業あり、P112～114 に記載しております。すべて継続事業となります。

⑯ 障がい児施策の充実

本市の障がい児に対する施策では、障がいのあるなしに関わらず、安心して楽しく暮らし、共に夢や幸せを追求できるための取り組みが重要となります。

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦と乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を進めます。

毎日利用できる療育支援環境・放課後の居場所づくり、サービス利用調整や相談に努めます。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、地域の障がい児等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

「こども発達支援センターのぞみ園」において、心身の発達に遅れや課題のある子どもに対して指導を行い、子どもの発達を支援するとともに、その家族に対しても相談や情報提供、指導助言を行います。また、訪問や巡回相談など地域の関係機関との連携を図り、障がいなどにより発達上特別な支援を必要とする子どもの早期発見・早期支援及び就学後のフォローに努めます。

疾病予防、早期発見、サービスの利用支援、関連する機関のきめ細かな連携を図ることにより、障がい児に対する施策を充実し、成長のあらゆる段階において、一人一人の障がい特性等に応じた教育・育成の充実に努めます。

9事業あり、1事業が新規事業となっております。

9、ひだまりの会 障害をもつ保護者の交流会を開催する事業です。

P117

⑰ 児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭について早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待予防に努めるとともに、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会の充実・強化を図ります。

また、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、すみやかに児童相談所につないでいくなど、関係機関との連携強化を図ります。

さらに、子どもとの関わり方を身に付ける機会や、親同士が話し合う場を提供するなど育児不安を解消するための支援を推進します。

6事業あり、2事業が新規事業となっております。

5、子ども家庭総合支援拠点運営事業

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所、在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルネットワーク業務までを行う機能を担う拠点の設置を予定しています。

P118

6、HAPPY トレーニング（ペアレントトレーニング）

具体的な子どもへの関わりを身につけ、保護者の子育てにおける日常生活の困り感を軽減し、虐待の未然防止を図る事業です。

⑱ 子どもの貧困対策

牛久市で育つ子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されない社会、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会、そしてすべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、子どもの貧困対策に取り組みます。

そのため、すべての児童生徒に対し学校教育による学力の保障につとめるとともに、学校を窓口とした福祉関連機関との連携に努めます。

また、官民一体となり地域の連携による総合的な教育の支援、相談体制の充実や保護者の自立支援などの生活の支援、保護者に対する就労の支援、各種手当等の経済的支援を図るとともに、家庭の事情により一人で食事をとる子どもたちのための子ども食堂の活動を支援します。

11事業あり、P118～120 となっております。新規事業が1事業あります。

1 1 子ども食堂の活動支援

さまざまな家庭事情により、ひとりで食事をとる子どもが増加しています。そんな家庭の子どもたちを地域で支えるため、個人のボランティアや NPO 法人などが活動を行っています。市では、活動の一助として、会場（生涯学習センター）の提供を行っています。また活動に関するチラシの設置や県のホームページ「すくすく育ていばらきっ子」への掲載を行い、市民への周知を図っています。

第 4 章 子ども・子育てのための施策展開についての説明につきましては、以上となります。

守屋委員長： ありがとうございます。施策の展開について、基本目標が 1～6 に分かれていますので、基本目標ごとにご意見、ご質問いただきたいと思います。

まず、基本目標 1 子どもの教育環境の整備についてご意見、ご質問ございますか。子どもの教育環境ということですので、柴崎先生の方で何かご意見ございましたらお願いいたします。

柴崎委員： 中学校で校長をしていますので、学校の教育環境の整備に関心がございます。説明を聞かせていただいて、一番気になったのは 89 ページです。

「9 不登校児童生徒の適応指導」で、牛久市の教育センター「きぼうの広場」等の先生方の支援を得て、各学校の不登校の児童生徒が、学校に通えなくても「きぼうの広場」には行ける、あるいは、「きぼうの広場」には行けないけれども保護者が相談できるなど、様々な形で関わっていただいております。

実は、今年度より「きぼうの広場」にスクールソーシャルワーカーが 1 人任用されております。週 3 回、市内 13 校ある小中学校で担当が 1 人と少ないのですが、今までなかった職種であり、私共の学校でも、保護者の方や生徒と連絡が取りづらく苦慮している面もありますので、このような適応指導の場でスクールソーシャルワーカーの方をぜひ、数値としては書いておりませんが、中学校区ごとに 1 人配置できれば非常にありがたいです。勿論、急には無理でも着々と進めていただければいいのかなと思いました。

犬童委員： 87 ページの公立幼稚園の運営について、ただでさえ牛久市の子ども数は減少の傾向があり、幼稚園の運営は厳しくなり始めているのに、令和 6 年度に定員数が 140 人と増加しているのは何故ですか。牛久市には既に私立の幼稚園が沢山あります。公立幼稚園は税金のかかる事業ですし、無駄があるのではないですか。

戸塚補佐： 現在公立は第一幼稚園、第二幼稚園の 2 園を運営しています。4、5 歳児が 1 クラス 35 名、それぞれの幼稚園で 70 名、その合計定員数を記載させていただいております。

犬童委員： でも、実際は 70 人を満たしていませんよね。

- 戸塚補佐： 現在、第一幼稚園に65名、第二幼稚園がそれよりも若干少数名です。
- 犬童委員： 第二幼稚園は具体的に何名ですか。
- 戸塚補佐： 4歳児が25名、5歳児が28名と記憶しています。
- 犬童委員： そうですよ。まだ定員に達していないことは存じています。
- 戸塚補佐： 毎年、市外から、どこの園にも入園できずに小学校の入学を待たなくてはならないお子さんが途中入園してくるケースがございます。こちらは、その受け入れ先として、定員数はそのまま動いています。
- 犬童委員： しかし、途中入園する人がいても定員には満たず、余裕があるわけですよ。
- 戸塚補佐： 余裕はございますが、特別支援を必要とするお子さんも現在お預かりしております。私立では対応の難しいお子さんをお預かりしていますので、定員数を減らしてはどうかというお話だと思われそうですが、受け入れ先としての運用は必要だと考えています。今の段階では公立幼稚園の定員数はそのままとしています。
- 犬童委員： 140名に満たしていないのに、140人に対応するための職員を雇わなくてはならないわけですから、おっしゃった様に特別に支援が必要な子どもがいるならば、公立幼稚園を特別保育の場として市が運営すると表明をしたほうが、市の採用人数等の雇用の部分を市民に理解してもらう上でより分かりやすいのではないですか。第一幼稚園、第二幼稚園が共にほぼ定員を満たしていないことを知っているだけに、驚きました。特別な支援が必要な子どもを養育していくことが必要ならば、公立幼稚園に特別保育があると市民に公表をし、その為の準備が必要だとしたほうが分かりやすいのではないですか。
- 戸塚補佐： ご意見を受け取らせていただき、課の方で協議をしていきたいと思えます。
- 馬場委員： 私もよろしいですか。犬童先生がおっしゃったことを反映して、以前、公立幼稚園を存続させるかどうかという議論があり、市で委員会を立ち上げましたが、やはり特別支援として障がいのあるお子さん、経済的に困窮していて私立幼稚園に入れることができずに就園できていないお子さんがいる現状が増えている現状もあり、公立幼稚園は公立幼稚園の役割があり、必要だろうということで、第一幼稚園の園舎を新しく建てて継続運営している状況があります。
- 単純に人数が目標値を満たさない部分は、文言をきちんと書いていただき、公立幼稚園の意義を謳っていただきたいと私は思います。
- 守屋委員長： 事務局はいかがですか。ここですぐに結論というわけにはいかないと思えます。犬童先生のおっしゃることはよくわかりますので、お持ち帰りいただいて。
- 戸塚補佐： 一度持ち帰り、確認しつつ協議いたします。
- 守屋委員長： 公立幼稚園を2つ残すかどうか、特色のある考え方は必要だと思います。教育の質が向上するならばお金を使うことも良いと思えますので、もう一度揉んでいただけますか。
- 犬童先生、よろしいでしょうか。

犬童委員： 市民のお金なので、市民の方に分かるような表現方法が望ましいと思います。

馬場委員： 細かい所で申し訳ないのですが、先ほど柴崎先生がおっしゃった89ページの「9不登校児童生徒の適応指導」について、軽度発達障害という言葉がありますが、文部科学省では軽度発達障害という用語を使わないと何年か前に決定しました。知的な遅れはないが行動面等に問題がある子ども達を軽度発達障害といい、一度は支援に力を入れて行こうとしていましたが、軽度という言葉から障がい軽く、困り感がないのではないかと誤解を招いてしまい、場合によっては軽度の発達障害と「の」を入れる場合もありますが、当事者の子ども達の苦勞が表に現れにくくなるという理由からです。ただ、厚生労働省は使っている可能性がありますので、計画としてこの用語を使うかどうか、もう一度吟味していただきたいと思いました。

もう1点、基本目標1の①次代の親の育成で「男女が協力して家庭を築くこと」から始まる文言ですが、社会の状況で性的マイノリティがクローズアップされ、同性パートナーの条例も決定される社会情勢ですので、牛久市はまだだとしても、別の表現があるのか私も分かりませんが、少し気になってしまったので検討していただければと思います。

守屋委員長： 貴重なご意見ですので、文言を検討していただきたいと思います。

川口主査： 男女共同参画室と確認しながら、表現を検討したいと思います。また、柴崎先生からいただいた不登校児童生徒の適応指導のご意見についても、指導課に伝えたいと思います。

松田委員： ①次代の親の育成の3段落目、「携帯電話やインターネット」という文言ですが、おそらく子育て世代はスマートフォン使用率の方がはるかに高いと思いますので、スマホのほうがよろしいかと思いました。

守屋委員長： 検討して頂きたいと思います。では、基本目標1は以上でよろしいでしょうか。
続いて、基本目標2 親と子の健康づくり支援について、ございましたら遠慮なく発言いただきたいと思います。

松田委員： 新規事業がここから始まりますが、新規なのに実績値が入っているのはどういう意味合いでしょうか。

川口主査： 第1期計画は平成26年度に策定しており、今年度末まで、現行計画としてありますが、その間に始まった事業については第2期では新規という位置付けになります。新たにあげた事業は今回そのように表現させていただいています。そこで、平成30年度既に実施している事業は、実績値が入っており、31年度以降に開始している事業は実績値がないものとなっています。

松田委員： こういうものが足りないもので、新規で入れたとのことだと思いますが、なぜこれを入れたのかについて文言としても入れた方が良いかと思います。おそらく色だけでは判断が難しいでしょうから、分かるように表現された方がよろしいかと思いません。

川口主査： ありがとうございます。今回の資料には説明書きが入れられなかったのですが、

説明を加えたいと思います。

松田委員： 新規事業が途中バラバラに入っていますが、それに理由はございますか。

川口主査： 92 ページですと、前半が妊産婦さん等のカテゴリ分けをしています。

松田委員： 視覚的に分かりやすいように、新規事業は全て後ろに掲載するなど、工夫が必要かなと思いました。

それと、92 ページの3行目に「父親が子育てに関心を持てるよう」とありますが、具体的にそれはどの事業に対応していますか。11 番でしょうか。

川口主査： 例えば、「11 妊婦・夫 (にんぷっふ) 教室」などは現在夕方や土日に教室を開催する等、男性の参加を促すような事業になっています。

松田委員： そうすると、18 事業のうち1つということでしょうか。

野口主任： はい。こちらはほとんど健康づくり推進課の事業となりますが、今、時代の変化と共に3～4か月児健診や1歳6か月児健診など、健診のたびにお父様も一緒にいらっしゃる方もいますし、赤ちゃん訪問などでも父親がいる時に来てほしいというようなニーズもございますので、母親だけでなく父親も含めて育児に取り組んでいただきたいという思いもございます。

守屋委員長： 色々と文言の話が出ましたが、是非分かりやすいように修正をお願いします。

次に、基本目標3 地域における子育て支援ということで、こちらは宮本先生や木田先生にも関わってくると思われるのでご意見よろしくお願ひいたします。

宮本委員： 子育て支援センターは私のところでも担当していますが、平成26年から去年で倍以上の子ども達が地域子育て支援センターに参加しているということなので、やはりPR効果もあったと思いますし、家で子育てをしている時に親御さんが煮詰まって虐待に繋がらないようなことや、リフレッシュも兼ねて事業に繋げているわけで、これだけ増えたということは、もっとPRしていくと困っている親御さんたちの手助けになるのではないかと感じました。

それから、いつもこの会議でお話させていただくのですが、こちらに来れるお母さんは良い方で、若年のお母さん達や、心を病んでしまい来られないというお母さん達をどうやってこの場に誘っていただくかということが課題です。保健センターの方が健診の時にも場を提供するということが、この計画書に掲載されるのが望ましいと思いました。

また、休日保育というのが99 ページに出っていますが、一応実施しているのだと思いますが、これがどれだけ実績として出ているのか気になる数字だと感じました。休日に仕事をされている親御さんも増えていくと思いますので、こちら辺は明確にしていきたいと思いました。

守屋委員長： 休日保育の件は、具体的に数値は分かりますか。

大野補佐： 保育課です。今回資料を所有していないのでお答えはできないのですが、戻ってこの計画に載せられる実績があった場合は、相談をしてご意見を反映させていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

木田委員：やはり、今おっしゃったように、子育て支援センターのような場所に来られない方をどう支援するのが大きな課題だと思います。そのような方の中には、自ら心を閉ざしている方もおりますので、どうやって外に意識を向けていか、という方向へ病院等とも連携してやっていくのが望ましいかなと思いました。

犬童委員：休日保育の充実も勿論大事だと思いますが、私も関わっている事業なのですが、25 ページにもあるように、ファミリーサポートセンターで年々利用者がジリ貧になっています。それにもかかわらず、100 ページにも 102 ページも具体的なことがあまり記載されていないですね。患者さんからお伺いすると、「A地域の人で今日はサポートする人は見つからないけど、B地域にはいる」と。現在地域性にこだわり過ぎているので、もう少し利用しやすい、地域をあまり小さく区切らないような取組をしてもらえれば利用者が増加するのかなと考えています。

もう 1 点、前回は質問しましたが、もし預かっていた時に不慮の事故が起こった時は市が保証できるような保険等は入っていらっしゃいますか。

川口主査：ファミリーサポートセンター事業に関しましては、社会福祉協議会に委託している事業となります。保険については社協の方と、協力会員については、協力会員さんが加入している形になりまして、保証はございます。

利用しやすい制度ということで、募集をかけても、60 歳以上で働いている方もいらっしゃったりして、協力して下さる会員さんの確保が課題となっているのが現状です。

犬童委員：だからこそ新規の支援で、垣根を超えて利用できるようにしてもらいたいというお話を申しあげました。

川口主査：はい。地域の限定というのは特にはしてはしませんので、協力して下さる会員さんが遠くでも問題ないということであれば、後は時間帯が合うかどうかの問題であると考えています。

犬童委員：地域のことをおっしゃっていたと思います。B地域に住んでいないからA地域の人が利用出来なかったのかな、とお話がありましたので。

川口主査：送迎サービスを希望された方であれば、もしかしたらご希望に沿えなかった可能性はあったかもしれません。

犬童委員：そういった問題を今後改善して、利用しやすいようにしていければ良いのでは。行政としての決まりで動いていると利用しにくいという点、国と似ていますよね。

松田委員：社会福祉協議会の事業ですよ。

川口主査：実施主体は市になります。

松田委員：ご意見を持ち帰っていただいて、より良く改善していただくのが良いかと思いません。貴重なご意見ですので。

犬童委員：もう 1 点、大きな政府か小さな政府かという根本的な問題になると思いますが、101 ページの子育て支援ポータルサイトと子育て支援センター、こういうのは一緒に

してしまえば良いのではないですか。広報政策課と保育課で、担当課が別なので分けたいのは分かりますが、「子育て」が続き、次のページでも子育てサロンの運営ですし、こんなに部署を分ける必要がありますか。かえって利用者が利用しにくいのではないかと思います。

私がもし利用しようとするれば、どこの課に行けばいいのか、かえって困ってしまう気がします。こういう問題、この前のページにも結構ありますが、もう少し考えていただけないかなという気がします。国の縦割りと同じような感じですよ。垣根を超えてやっていただきたいですが。

松田委員： 話が先に進み過ぎていきますので、一旦戻したいと思いますが、他にご質問ございますか。

私のほうでも96ページで若干引っかかっているのが、⑤子育てに係る医療・保健の充実の本文の2行目に「不妊に悩む方に対する支援の充実」とありますが、事業を読んでいるとそのアプローチというのが見受けられなかったので、この文言と齟齬があるのはまずいなと思いながら読んでいました。

川口主査： 事業自体は94ページに入っています。

松田委員： 94ページにあるなら、その前の文言に付け加えたほうが良いのではないですか。

川口主査： または、目的は多岐にわたるというところで再掲させることもございます。健康づくり推進課と相談して調整したいと思います。

宮本委員： 子育て支援センターとポータルサイトでは物が違うと思います。子育て支援センターというのは保育園でのサークル活動や広場等を実施しているものです。このポータルサイトというのは何ですか。

植田補佐： 広報政策課で行っているものですが、子育てに関する情報を流しているホームページです。名前は似ていますが、内容としては8の地域子育て支援事業は保育園に来ていただいてイベントを楽しんでいただくもので、7のポータルサイトは情報発信の類になります。

子育て支援という言葉を使っているのが確かに多いが事実ですが、中身が違うのが実態です。

松田委員： ただ、先生方が感じられたことは、市民も感じられるだろうということで重要です。

犬童委員： しかし、情報を発信するだけの部署ってどれだけの意味があると思いますか。

植田補佐： ただ、ポータルサイトは市の情報をまとめているところです。広報政策課は全体の情報をまとめているところなので、市民の利用は多いです。

犬童委員： 色々な情報を知っているからこそ、色々な人が相談に来た時、課の持っている情報が活かされるのではないですか。ただ発信しているだけだったら、あれっとなる。情報があるからこそ、あなたはここで相談してみれば、と悩みに関して適切な対応が出来るのではないかと思います。

植田補佐： そうですね。サイトには色々なリンクが貼ってあり、担当の部署に飛ぶので、そ

ここで分からないことがあればご連絡・ご相談下さい、という形になっています。

松田委員： 分かります。利用者が多くて役立っているのであれば、それは意味のある事業だと思います。ただ、説明の方をもう少し分かりやすく、誤解のないような表現をされるといいのではないかなと思います。ネーミングも含めて。

植田補佐： 分かりました。ありがとうございます。

守屋委員長： 色々な意見が出て非常に良い話し合いの場だと思いますけども、今回持ち帰ってやれるものはどんどん改善していただきたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。では、3はよろしいでしょうか。

馬場委員： ちょっとした確認と質問になりますが、101ページの「4 民生委員児童委員・主任児童委員の活動支援」で文章の最後に「主任児童委員7人」とありますが、小学校区ごとで8名いらっしゃると理解していました。

庄司委員： 枠としては8名です。小学校区が8つで8名ですが、只今1名欠員しているのです。

結束課長： 社会福祉課さんが担当課になりまして、今の民生委員児童委員さんの人数につきましても変更が生じているようですので、担当課に確認しまして、最新値にさせていただきます。

守屋委員長： 次に、107ページ基本目標4 子育てと仕事の両立支援ということで、ご意見・ご質問ございますか。よろしければ佐藤先生、もし何かありましたらよろしくお願い致します。

佐藤委員： こちらに関しては特にございません。

犬童委員： さっき馬場先生がおっしゃっていたことに関わってきますけど、「男女」から始まる冒頭の表現はいかなものでしょうか。

川口主査： こちらも合わせて検討させていただきます。

守屋委員長： 4は表現を検討するということがよろしいでしょうか。次に基本目標5 子育てが安心なまちづくりの推進ということで、ご意見ございましたらよろしくお願い致します。

蛭原委員： では、「1 小学生通学用ヘルメット配布」についてなのですが、実は私の孫も小学1年生で今年度ヘルメットを市から提供していただきましたが、夏休み前に壊れてしまったお子さんがかなりいらっしゃいまして、最初の何か月かであれば市で交換・保証されていましたが、それ以降は個人の負担で交換になるということで、全部交換すると5,000円以上の価格ですとお聞きしました。貧困家庭など、その辺の保証について少し幅を広げる等、保護者の間では意見が出ています。

もう1点、「15 街頭防犯カメラの設置」で、設置数が10台ということですが、これは量としては少なくないでしょうか。

川口主査： 実績は多分30年度に設置したのが10台だと思いますが、全体の台数なのか、この年度で設置した台数なのか交通防災課に確認いたします。

守屋委員長： 防犯カメラについては、議会でも話題になっておりますので、総数で10台はない

と思いますね。ヘルメットの問題については大体何人くらい壊れていますか。

蛭原委員： 孫が行っているのは小規模な2クラスの学校ですが、私が知っているだけでも10人前後。全部が壊れるのではなくて、部分的に壊れている人が多いです。

山口委員： 小学校全体を知っているわけではない児童クラブの者ですが、200人近くお預かりしている身としてはおっしゃっていただいたように、部分的に壊れやすい所があるというのは如実に感じております。プラスチックで自分の頭にきっちり合わせるようにベルトがついていますが、その部分が非常に壊れやすいと聞いております。今10人ほどとおっしゃっていましたが、部分的に壊れているのを見ると200人の中2割近くは壊れているように思います。子ども達は扱いが乱暴なのもありますが。

蛭原委員： 今年度からの導入ですし、子ども達にとっても慣れていないのでしょうね。数か月で買い替えるのは難しいということで、透明な糸で強化や補修をされるなど保護者の方が工夫していました。

松田委員： 防災面について、全国的に現在雨による水害が問題です。ここでは交通安全の対策事業の方が多くありますが、冠水などの対策、そういったものは必要なのかなと感じております。通学路で冠水しやすいところとか。ここでやることとは違うかもしれませんが、読んでいて気になりました。ハザードマップなどはあると思いますが、少しずつこの計画にも入れて行く必要があるのかなと。

結束課長： 防災課でハザードマップを作成していると思いますので、担当課に事業として挙げたほうが良いのではないかと提案させていただきます。

守屋委員長： ここで論じることから若干外れているかもしれないのもう一回課で議論したほうが良いと思います。ヘルメットの問題はきちんとやらないとまずいと思いますね。

植田補佐： ヘルメットに関しては、事業としてこうしたものがあるというのは引き続き掲載させていただきます。その他の保証に関しては、課に持ち帰っていただいて、検討して頂きたいと思います。

戸塚補佐： 今の話を伺って、ヘルメットの問い合わせがうちに来るのですが、そんなに問い合わせの数は来っていない状況ですね。

山口委員： 現実的には黄色の帽子に交換しているお子さんもいらっしゃいます。

戸塚補佐： 必ずしもヘルメット着用で登校を推奨はしておりません。交通安全・災害があった時にヘルメットであれば頭を守ることが出来ると配布したものです。

山口委員： 保護者の方には周知は徹底していますか。

戸塚補佐： しております。こちらが通知を作成してお渡ししていますので、学校から通知を出しているはずですが。

犬童委員： 「2 だれにでも使える公園の整備」について、公園のバリアフリーも大切だと思いますが、ひたち野うしくの外れにある大きな公園に駐車場を作る予定はありませんか。駐車場があれば、もう少し皆も利用すると思います。街中の公園は別ですが、バリアフリー+誰でも使えるという名目であるならば、駐車場を作っていたら

きたいと思います。

植田補佐： 都市計画課に提案させていただきます。

守屋委員長： では最後に基本目標6 子どもの権利を尊重する支援の充実ということで、皆さん何かありましたらよろしく願いいたします。

勝山委員： 「⑰児童虐待防止対策の充実」というところに関心を持ちました。新規事業に「5 子ども家庭総合支援拠点運営事業」があり、設置するというのは国の推進の追記にあったので、持ってきたと思うのですが、「1 牛久市要保護児童対策地域協議会」の中には、牛久の子どもは牛久のみんなで守るという牛久の色がありますが、5にはその色が伺えないので追加してはいかがでしょうか。

また、「6 HAPPY トレーニング (ペアレント・トレーニング)」について個人的に違和感のある文章でした。先ほどお話が出た通り、参加できる方はそこまで虐待が根深くない印象というか、とにかくプライバシーが難しい問題と思います。参加人数が30人とありますが、虐待の未然防止のためのトレーニングは個別対応ではないと、周りの親御さんへの不信感が募り、顔を知られたくないという気持ちから参加を控えるのではないかと私には思えました。別のカテゴリーに入るのが良いのではないのでしょうか。

松田委員： 誰を対象にしているのかが分かりませんね。

犬童委員： 私は「2 ラベンダー (親支援グループミーティング)」との違いが分かりません。

松田委員： 同じ課がやっていたらしゃる事業ですね。

野口主任： HAPPY トレーニングは、ペアレント・トレーニングと言い、土浦児童相談所で主に虐待予防として関わり方や怒る回数を減らして褒めていこうというプログラムがありまして、プログラム自体が現在5、6人のグループで実施していくものとなっています。10月から新規事業が開始したところですが、土浦児童相談所でやっているのは、児童相談所に相談があった場合の幅広い市町村の方を対象に行っているのですが、牛久市で今やっているのは、主に私たち保健師等が日頃関わっている方の中で関わりを学んでいただくことが必要だと思った方を個別にお声を掛けて、面談をして、プログラムへの参加を呼び掛けております。ですので、大勢でやるというより、土浦児童相談所の方にアドバイザーとして入っていただきながら、少人数グループで約半年をかけて、進めているところです。名前を見ると誤解をされてしまうかもしれませんが、表現を修正していきながら、虐待予防の事業ではある為、こちらのカテゴリーとして進めていきたいと思います。

馬場委員： ペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラム、ペアレント・メンター、国が勧めている親子関係改善のプログラムになるものがあります。元々は障がいを持つ子どもの親御さんに、育て方や関わり方のスキルを身に付けてもらうプログラムとして行っており、育てにくさや障がいを持つお子さんはそれだけでリスク要因になることがありますので、間接的に虐待に繋がらないように親子の良い関わり方を身に付けてもらおうと言うことで、広めつつ、熱心に取り組んでいる自治体が見られます。

牛久市はこれから広めていくということで、一般的な親子サークルのように、気軽に学べるように広がっていくのが望ましいと思います。

犬童委員： 今のように親子という言葉を使えばいいでしょう。

馬場委員： そうですね。

諏訪委員： 法律が出来た時に、来てくださる親御さん方の中に「怒ってはいけないとは言いが、どう（しつけを）したらいいのか分からない」と言う方がいらっしやっただけ、今みたいに勉強する場があったらよいかと思います。

佐藤委員： 昔、家庭教育学級で講義を受けたことがあります。いつも同じような内容を、保健センターとこども家庭課で別々に実施しているので、できれば分けずにやっていただくのが親としては望ましいです。

犬童委員： やはり怒らないといけないと思っています。今の親は怒らなさすぎだし、怒り方が上手ではない。怒り方の問題や仕組み、そういうことを学ぶ場があればいいですね。

松田委員： 細かい所ですが、よろしいでしょうか。114ページの⑩障がい児施策の充実の文言に「一人一人」とありますが、「一人ひとり」と表記しませんか。

馬場委員： 114 ページ、他の場所はもう少しコンパクトに記載されていますが、ここだけボリュームがあるのは思いがあるのかなと察しますが、もう少し中身のブラッシュアップをしていただけないでしょうか。

もう1点、「1 障がい児通所支援」と「2 障がい児相談支援（相談支援事業）」の中身の文章が、おそらく5年前の計画書と変わっていない気がします。牛久市内の状況も大分変わってきていますので見直していただきたいです。

例えば、1、「無償か」は「無償化」に修正をお願いします。また、無償化についてですが、こども発達支援センターのぞみ園に関しては公立施設ということもあり、牛久市は独自にとっくに無償化をしていましたし、3歳未満の子たちも同様ですので、のぞみ以外の民間福祉サービスも3歳以上は無償化されたという文言が入ると思います。【就学児】で、現時点では市内には1事業所で放課後等デイサービスを提供しているとありますが、今は8事業所ほどありますので、更に事業所の確保に努める必要があるのかどうか、市としての考えを示していただきたいと思います。

1の障がい児通所支援の一行目の児童通所は、時代にそぐわない印象があるので通所で良いと思います。115ページの「2 障がい児相談支援（相談支援事業所）」で、平成26年当初で、市内では1事業所と記載がありますが、今は4、5事業所あったと思いますので、ここ5年間での状況を踏まえて、もう一度見直していただけないかと思います。

守屋委員長： 色々必要なご意見がありましたので、もう一度課で揉んで頂き、文言等気を付けていただければと思います。

4. その他

守屋委員長： それでは4. その他です。事務局より今後のスケジュールをよろしく申し上げます。

川口主査： その他ということで、今後のスケジュールと委員の委嘱についてお伝えしたいと思います。会議のスケジュールにつきましては、参考資料をご覧ください。第2期牛久市子ども子育て支援事業計画策定会議スケジュールとなっております。本日の第3回の会議が終了した後、12月にパブリックコメントを実施させていただくことになります。

パブリックコメントの前に、今回皆様から頂いたご意見をもとに修正を加え、庁内の関係各課へ提示し、意見を頂戴し、最終確認を行ってまいります。その後、市民の皆様へパブリックコメントとしてご意見の募集を行います。現在、予定している期間は12月2日(月)から12月20日(金)になります。募集の周知方法は12月1日号の広報誌の他に、ホームページの掲載やかつぱメール、市内の公共機関への設置を予定しております。パブリックコメント実施後は、頂いたご意見を元に、計画に反映すべきものは反映する等、再度修正を加えます。

第4回の会議は1月の下旬を予定しています。内容については、パブリックコメントの結果のご報告と計画の原案についての審議を予定しております。そして3月に第2期牛久市子ども子育て支援事業計画が完成するというスケジュールになります。皆様よろしくお願いたします。

松田委員： パブリックコメントは、メール等で提出できますか。

結束課長： インターネットやメールでも可能ですし、生涯学習センター等に記入紙もございます。

川口主査： FAX等でも問題ございません。委員の委嘱について、皆様の任期は2年間、今年の12月5日までの委嘱となっております。ですが、皆様には引き続きご審議いただき、再任をお願いしたいと事務局では考えております。こちらについて、後程通知を送付させて頂きたいと思っております。もしも再任に支障があるという方がいらっしゃいましたら、後程事務局にご連絡をいただければと思います。合わせてよろしくお願いたします。今後のスケジュールと今後の委員の委嘱についての説明は以上となります。

守屋委員長： 本日の審議は終了いたしました。長時間に渡り、ご審議いただき誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

5. 閉会

川口主査： ありがとうございます。守谷委員長をはじめ、委員の皆様には議事の円滑な進行をありがとうございました。今回の保留案件につきましては、庁内調整の上、経過を委員長と副委員長にお諮りしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、以上を持ちまして、令和元年度第3回牛久市子ども子育て会議を閉会いたします。次回は1月を予定しております。日程が決まり次第、ご連絡をさせていただきます。本日はお忙しい中ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

一 同： ありがとうございます。

以上